令和８年（フ）第９８１号
京都府八幡市男山弓岡３番地―203―201
債務者　戸名　正彦
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９８５号
京都府久世郡久御山町坊之池坊村中９番地
債務者　曽束　　匠
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９９４号
京都市伏見区深草開土町80番地１　エスポワール稲荷　202
債務者　名下　　進
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０１２号
京都市南区吉祥院東砂ノ町15番地
債務者　伊藤　正治
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０８１号
京都府長岡京市長岡１丁目47番６号　クリオにしぐち　307
債務者　藤田　知士
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０８６号
京都市北区衣笠開キ町６番地の25
債務者　源田　道雄
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７４０号
千葉県松戸市上本郷900番地の２　中央第10北松戸ビル609号
債務者　山田　利恵
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７４８号
千葉県柏市松葉町３丁目17番地５　ミキハウス105号
債務者　一ノ瀬　綾
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８６４号
広島県廿日市市宮内4298番地　グランカーサ宮内502
債務者　水引　信二
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４７号
静岡県御前崎市佐倉3597番地の１　ライフスタイル樽林Ｂ－５
債務者　坂本　美香
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第３５７号
鹿児島県いちき串木野市浜ヶ城12304番地１　ユーロハイツＨＩＧＡＳＨＩ　201、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町3144番地
債務者　二牟禮　隆
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１３７９号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田４丁目８番２号　ナデシコＩ　202号
債務者　佐藤江里菜
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５０３号
埼玉県南埼玉郡宮代町中央２丁目18番４号　エステートピア島村Ｉ　206号
債務者　西田　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５４７号
埼玉県蕨市錦町２丁目19番19号　錦町２丁目赤田住宅503号
債務者　藤野　敏美（旧姓船田）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３９３号
愛知県豊田市井上町６丁目57番地　ヒルクレスト101号
債務者　渡邊　英明
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１３６４号
さいたま市岩槻区東岩槻１丁目５番地１　704
債務者　黒木　士央
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５５９号
埼玉県新座市東二丁目８番12号
債務者　浅野　貴志
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係